

善通寺市建設工事指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事の請負契約の適正化、元請下請関係の合理化及び適正な施工体制の確立等に関し、必要な事項を定めることにより、建設工事の適正な施工を確保し、建設業の健全な発達を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設業者 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の許可（同条第3項の規定による許可の更新を含む。）を受けて建設業を営む者をいう。
- (2) 特定建設業者 法第3条第1項第2号に掲げる者に係る同項の許可（同条第3項の規定による許可の更新を含む。）を受けた者をいう。
- (3) 元請業者 下請契約におけるすべての注文者をいう。
- (4) 下請業者 下請契約におけるすべての請負人をいう。
- (5) 主任技術者 法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。
- (6) 監理技術者 法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。
- (7) 専門技術者 法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。

(合理的な請負契約の締結)

第3条 本市と建設業を営む者との間における請負契約は、少なくとも法第19条第1項各号に掲げる事項が記載された工事請負契約書（工事請負契約約款を含む。）又はこれに準ずる書面により締結しなければならない。

- 2 元請業者及び下請業者は、工事の開始に先立って建設工事標準下請契約約款（昭和52年4月26日中央建設業審議会勧告）又は同契約約款に準拠した内容をもつ下請契約書により下請契約を締結しなければならない。

(一括下請の禁止)

第4条 建設業者は、その請け負った建設工事をいかなる方法をもってするを問わず一括して他人に請け負わせてはならない。

2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。

3 建設業者は、不必要な重層下請を行ってはならない。

(下請契約の締結の制限)

第5条 特定建設業者でなければ、その者が本市から直接請け負った建設工事を施工するための次の各号のいずれかに該当する下請契約を締結してはならない。

(1) 下請代金の額が1件で建設業法施行令(昭和31年政令第273号。以下「政令」という。)第2条本文に定める額以上(当該特定建設業者が建築一式工事を施工する場合にあっては、同条ただし書に定める額以上)である下請契約

(2) 一工事で下請契約が二以上になる場合において、その下請契約を締結することにより、下請代金の総額が政令第2条本文に定める額以上(当該特定建設業者が建築一式工事を施工する場合にあっては、同条ただし書に定める額以上)となる下請契約

2 元請業者は、建設工事(政令第1条の2に規定する軽微な建設工事を除く。)を下請に出す場合は、建設業者以外の者と下請契約を締結してはならない。

(主任技術者等の適正な配置)

第6条 建設業者は、その請け負った建設工事の適正な施工を確保するため、当該工事現場に主任技術者を設置し、工事施工の技術上の管理を行わなければならない。

2 本市から直接工事を請け負った特定建設業者は、当該工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額が政令第2条本文に定める額以上(当該特定建設業者が建築一式工事を施工する場合にあっては、同条ただし書に定める額以上)になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該工事現場に監理技術者を置いて工事施工の技術上の管理を行わなければならない。

3 政令第27条に定める建設工事においては、前2項に定める主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任で設置しなければならない。ただし、法第26条第3項第1号に掲げる要件のいずれにも該当する場合における主任技術者又は監理技術者及び同項第2号を適用する場合における監理技術者にあっては、この限りでない。法第26条第3項第2号を適用する場合において、当該監理技術者の行うべき職務を補佐する者は、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、専任(他の工事現場に係る職

務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事するものをいう。以下同じ。) でなければならない。

- 4 前項ただし書の規定は、当該工事現場の数が、政令第30条に定める数を超えるときは、適用しない。
- 5 本市が発注する建設工事においては、第3項に定める専任の監理技術者（法第26条第3項各号に規定する監理技術者を含む。）は、法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けた者で、法第26条の6から第26条の8までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したもののうちから選任しなければならない。
- 6 政令第27条に定める建設工事において、法第26条の5第1項に掲げる要件のいずれにも該当する場合における当該営業所の営業所技術者にあつては第1項の規定により当該工事現場に置く主任技術者の職務を、特定営業所技術者にあつては第1項、第2項の規定により当該工事現場に置く主任技術者又は監理技術者の職務を兼ねることができる。
- 7 法第26条の3第3項から第8項までの規定を満たしている場合において、同条第2項に規定する特定専門工事の元請業者及び下請業者（建設業者である下請業者に限る。）は、その合意により、当該元請業者が当該特定専門工事につき置かなければならない主任技術者が、その行うべき職務と併せて、当該下請業者が置かなければならない主任技術者が行うべき職務を行うこととすることができる。この場合において、当該下請業者は、主任技術者を置くことを要しない。

（工事实績情報の登録）

第7条 請負金額が500万円以上の本市発注工事を直接請け負った建設業者は、コリンズ（一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「センター」という。）の工事实績情報システムをいう。）に基づき、工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、工事監督員の確認を受けた後にセンターへ請負契約締結後10日以内（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）に登録し、センター発行の「登録内容確認書」の写しを工事監督員に提出しなければならない。

- 2 前項の登録を行った建設業者は、当該本市発注工事において、登録内容に変更があった場合及び工事が完成した場合並びに訂正がある場合は、前項の規定による手続を準用するものとする。この場合において「請負契約締結後10日以内」

とあるのは「変更等があった日から10日以内」と読み替えるものとする。

(元請業者の義務)

第8条 元請業者は、下請業者が倒産、資金繰りの悪化等により、請負代金及び賃金の不払等を生じさせることのないよう十分指導するとともに、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 元請業者は、あらかじめ自己の取引上の地位を不当に利用して、注文した建設工事を施工するため通常必要と認められる原価に満たない金額を下請代金の額とする下請契約を締結しないこと。
- (2) 元請業者は、下請契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを下請業者に購入させてその利益を害しないこと。
- (3) 元請業者は、建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする下請契約を締結しないこと。
- (4) 元請業者は、建設工事について、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第13条の14第1項に掲げる工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、下請業者に対して、その旨を当該事象の状況把握のため必要な情報と併せて通知すること。
- (5) 元請業者は、建設工事について、規則第13条の14第1項及び第2項に掲げる工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認められ、請負契約を締結するまでに、下請業者から、その旨と当該事象の状況把握のため必要な情報と併せて通知がされた上で、請負契約の締結後、当該通知に係る同項に規定する事象が発生した場合において、下請業者から、法第19条第1項第7号又は第8号の定めに従った、工期の変更、工事内容の変更又は請負代金の額の変更に関する協議の申出を受けた場合は、当該申出が根拠を欠く場合その他正当な理由がある場合を除き、誠実に当該協議に応じるよう努めること。
- (6) 元請業者は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法等を定めようとするときは、下請業者の意見を聴くこと。
- (7) 元請業者は、下請業者からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期

間内にその完成を確認するための検査を完了すること。

- (8) 元請業者は、前号の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請業者が当該建設工事の目的物の引渡しを申し出たときは、直ちにその申し出を受けること。ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から20日を経過した日以前の一定の日に引渡しを受ける旨の特約がされている場合は、この限りでない。
- (9) 元請業者は、当該元請業者について、法第24条の5の規定による違反行為があるとして、下請業者が国土交通大臣等（当該元請業者が許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事をいう。）、公正取引委員会又は中小企業庁長官にその事実を通報したことを理由として、当該下請業者に対して、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない。
- (10) 元請業者は、下請契約の締結後、正当な理由がないのに下請代金の額を減じないこと。
- (11) 元請業者は、下請契約を締結する際、法定福利費が内訳明示された見積書(特段の理由により、これを作成することが困難な場合にあっては、適正な法定福利費を含んだ見積書)の提出を見積条件に加えるとともに、提出された見積書を尊重すること。
- (12) 本市から直接工事を請け負った建設業者は、その工事におけるすべての下請業者に対して、この要綱に定める事項を遵守するように指導に努めること。

(下請業者の選定)

第9条 元請業者は、下請業者の選定に当たっては、施工能力、経営管理能力、雇用管理及び労働安全衛生管理の状況、労働福祉の状況、関連企業との取引の状況等を総合的に勘案して、少なくとも次に掲げる事項のすべてを満たしている優良な者を選定するよう努めるものとする。

- (1) 過去における工事成績が優良であること。
- (2) その建設工事を施工するに足りる技術力を有すること。
- (3) その建設工事を施工するに足りる労働力を確保できると認められること。
- (4) その建設工事を施工するに足りる機械器具を確保できると認められること。
- (5) その建設工事を施工するに足りる法定資格者を確保できると認められること。
- (6) 財務内容が良好で、経営状況が安定していると認められること。

- (7) 建設事業を行う事業場ごとに雇用管理責任者が任命されているとともに、労働条件が適正であると認められること。
 - (8) 一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用しているものにあつては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
 - (9) 建設労働者の募集は適法に行うことはもとより、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に違反して不法に外国人を就労させるおそれがないと認められること。
 - (10) 過去において労働災害をしばしば起こしていないこと。
 - (11) 賃金不払を起こすおそれがないと認められること。
 - (12) 現に事業の附属寄宿舍に建設労働者が居住している場合においては、寄宿舍規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
 - (13) 取引先企業に対する代金の不払を起こすおそれがないと認められること。
- （施工体制の把握）

第10条 建設業者は、本市から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために下請契約を締結したときは、施工体制台帳（第1号様式又はこれに準ずるもの）及び施工体系図（第2号様式又はこれに準ずるもの）を作成し、当該建設工事の施工体制を的確に把握するものとする。

- 2 前項の建設工事の下請負人は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、再下請負通知書（第3号様式又はこれに準ずるもの）を作成し、同項の規定により施工体制台帳を作成する当該建設業者（以下「作成建設業者」という。）に提出しなければならない。なお、記載事項又は添付書類について変更があったときは、遅滞なく変更後の事項を記載し、又は変更後の書類を添付し、作成建設業者に提出しなければならない。
- 3 作成建設業者は、施工体制台帳を工事現場ごとに備え置くとともに、市長に提出しなければならない。なお、記載事項又は添付書類について変更があったときは、遅滞なく変更後の事項を記載し、又は変更後の書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則（令和6年国土交通省令第105号）第2条に規定する当該公共工事に関する工事現場の施工体制を発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置を講じている場合は、市長への提出に代えることができる。

- 4 作成建設業者は、施工体系図を当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。なお、工期の進行により表示すべき下請負人に変更があったときには、速やかに施工体系図を変更して表示しておかなければならない。
- 5 作成建設業者及び第2項の規定による下請負人は、遅滞なく、その請け負った建設工事を請け負わせた下請負人に対し、施工体制台帳作成建設工事の通知（第4号様式又はこれに準ずるもの）により、通知を行わなければならない。なお、当該通知は、規則第14条の3第5項で定めるところにより、当該下請業者の承諾を得て、当該様式を電磁的方法により通知することができる。この場合において、当該特定建設業者及び建設業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

（下請代金の支払条件）

第11条 下請契約における下請代金の支払においては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 元請業者は、前払金の支払を受けたときは、下請業者に対しての資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう努めること。
- (2) 元請業者は、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、当該支払の対象となった建設工事を施工した下請業者に対し、その支払額に相応する下請代金を、元請代金の支払を受けた日から1か月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払うこと。
- (3) 特定建設業者が注文者となった下請契約（下請契約における下請業者が特定建設業者又は資本金の額が政令第7条の2に定める額以上の法人であるものを除く。）における下請代金は、第8条第8号の申し出の日（同号ただし書の場合にあっては、その一定の日。）から起算して50日を経過する日以前において、かつ、できる限り短い期間内において支払うこと。
- (4) 元請業者は、下請代金の支払をできる限り現金払とし、現金払と手形払を併用するときは、当該支払代金に占める現金の比率を高め、少なくとも労務費相当分については現金払とすること。
- (5) 元請業者の都合により下請代金の支払を現金払から手形払に改め、又は手形期間を延長するときは、当該手形の割引に要する費用又は増加費用は元請業者

の負担とすること。

(6) 元請業者は、下請代金を手形で支払う場合は、一般の金融機関（預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。）による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付しないこと。

(7) 元請業者は、注文した下請工事に必要な資材を自己から購入させる場合は、正当な理由がないのに、その工事の下請代金の支払期日前にその工事に使用する資材の代金を支払わせないこと。

(8) 手形期間は、60日以内で、できる限り短い期間とすること。

（雇用管理）

第12条 本市から直接工事を請け負った建設業者は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の遵守、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る保険料の適正な納付、適正な工程管理の実施等の措置を講ずるとともに、その建設工事におけるすべての下請業者が同様の事項について措置を講ずるよう指導、助言その他の援助を行うものとする。

2 本市から直接工事を請け負った建設業者以外の請負業者は、前項の指導、助言その他の援助に関して協力するものとする。

（下請業者選定等の届出）

第13条 本市から直接工事を請け負った建設業者が、その工事の一部を下請業者に請け負わせるときは、本市との請負契約締結後できる限り早い時期に下請業者選定通知書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 本市から直接工事を請け負った建設業者は、当該工事の現場代理人及び主任技術者（法第26条第3項ただし書に規定する主任技術者又は法第26条の5第1項に規定する主任技術者の職務を兼ねて行わせる場合の営業所技術者若しくは特定営業所技術者を含む。）又は監理技術者（法第26条第3項ただし書に規定する監理技術者又は法第26条の5第1項に規定する監理技術者の職務を兼ねて行わせる場合の特定営業所技術者を含む。）を選任し、請負契約締結後原則として7日以内に現場代理人及び主任技術者等選任通知書（第6号様式）を市長に届け出なければならない。専門技術者を選任したときも同様とする。

3 前2項の提出事項に変更があったときは、当該建設業者は、2週間以内に市長

に届け出なければならない。

(点検及び調査)

第14条 第10条第3項の届出を受理したときは、工事所管課の長は、施工体制等について点検しなければならない。

2 前項の点検のほか、本市の発注した工事について公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第11条各号のいずれかに該当している疑いがあるときは、工事所管課の長は、その状況について調査しなければならない。

3 工事所管課の長は、前2項の点検及び調査の結果を速やかに総務課長に報告しなければならない。

(不正事実の申告等)

第15条 建設業を営む者に、この要綱に違反する事実があるときは、その利害関係人は、市長に対し、その事実を申告し、適正な措置をとるべきことを求めることができる。

2 市長は、前項の申告を受けたときは、必要に応じ、その事実を速やかに調査して違反の是正等の必要な措置を講ずるものとする。

(指導・勧告等)

第16条 市長は、建設工事の適正な施工を確保し、建設業の健全な発達を図るため、この要綱に違反した建設業者に対し必要があると認められるときは、次の各号に定める措置を行うものとする。

(1) この要綱に違反した建設業を営む者に対して、必要な指導、助言及び勧告を行うものとする。

(2) 本市の入札参加資格業者が前号の規定による指導又は勧告に従わないとき、もしくは届出事項に虚偽の記載等があったときは、本市発注工事の指名及び資格審査の際に考慮するものとする。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月1日から施行する。